

三股町養護老人ホーム清流園
の運営方針について

平成29年12月

| | | |
|---|---------------------------------|------|
| 1 | はじめに | 1 P |
| 2 | 経緯 | 2 p |
| 3 | 施設の現状 | 3 P |
| 4 | あり方検討委員会協議経過 | 7 P |
| 5 | 現指定管理者（やまびこ会）ヒアリング結果 | 7 P |
| 6 | あり方検討委員会協議結果 | 8 P |
| 7 | 運営方針決定 | 9 P |
| 8 | 今後のスケジュール | 9 P |
| 9 | 資料 | 10 P |
| | (1) あり方検討委員会設置要綱及び委員名簿 | |
| | (2) 養護老人ホーム清流園指定管理について（やまびこ会作成） | |

1 はじめに

昭和 38 年 4 月に山王原住宅敷地に開園した養護老人ホーム清流園は、昭和 47 年にやまびこ会へ管理運営を業務委託し、さらに昭和 54 年 4 月に、現在地に国・県の社会福祉施設等施設整備補助金で建設移転されたもので、事業開設から 54 年、やまびこ会への業務委託開始から 45 年、現在地での運営も 38 年を迎えております。

この間、現在地においても、平成 6 年、11 年、14 年、18 年の 4 回にわたり国・県の補助金を利用した大規模改修を行っております。

また、管理運営につきましては、平成 18 年 9 月からは指定管理者制度に基づく業務委託を行っており、この間、やまびこ会へ 4 回の指定管理者の指定を行い、来年度（平成 30 年度）をもって終了予定となっております。

よって、その後（平成 31 年度から）の養護老人ホーム清流園の管理運営の方針について決定しましたので報告いたします。

2 経緯

清流園は昭和 38 年の事業開始以来、54 年にわたり養護老人ホームの事業を行っている施設であり、11 月 30 日現在 42 名の方が入所しています。

現在の施設は、昭和 54 年に移転新築されたもので、社会福祉人やまびこ会を指定管理者として管理運営を業務委託しているところです。

この間、やまびこ会においては町と協議しながら、施設の様々な改修を行い、運営を行ってきたところです。しかしながら、老朽化に伴う耐震性の問題や、近年においては、入所者減に伴う減収により経営が難しくなってきました。

このようなことから、清流園の今後の運営についてあり方検討委員会を設置し、廃止も含めてあらゆる選択肢の検討を行いました。

○施設の沿革

| 年月 | 内容 |
|--------------|---------------------------------|
| 昭和 38 年 4 月 | 清流園開設 |
| 昭和 47 年 4 月 | 管理運営をやまびこ会へ委託開始 |
| 昭和 53 年 6 月 | 現施設への移転改築着工 |
| 昭和 54 年 3 月 | 現施設での事業開始 |
| 平成 7 年 2 月 | 合併浄化槽の修繕 |
| 平成 9 年 2 月 | 厨房、各居室トイレ、共同トイレ、廊下の改装等の修繕 |
| 平成 11 年 10 月 | 全館防水工事及び塗装工事 |
| 平成 15 年 2 月 | 浴室増設、食堂等段差解消、給湯ボイラー取替、浴室乾燥室の改装等 |
| 平成 18 年 9 月 | 平成 20 年度まで指定管理者としてやまびこ会を選定 |
| 平成 19 年 11 月 | 居室段差解消工事 |
| 平成 21 年 4 月 | 平成 23 年度まで指定管理者としてやまびこ会を選定 |
| 平成 22 年 6 月 | スプリンクラー設置工事 |
| 平成 24 年 4 月 | 平成 28 年度まで指定管理者としてやまびこ会を選定 |
| 平成 25 年 8 月 | ナースコールの取替工事 |
| 平成 29 年 4 月 | 平成 30 年度まで指定管理者としてやまびこ会を選定 |

3 施設の現状

○施設概要（平成29年4月1日現在）

- (1) 施設名 三股町養護老人ホーム清流園
- (2) 所在地 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3685番地
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート造平屋建（昭和54年新築）
- (4) 敷地面積 10,871.78㎡（地籍調査済）
- (5) 延床面積 1382.7㎡
- (6) 附属建物 機械室・電機室・布団倉庫、鉄骨倉庫
- (7) 入所定員 50名
- (8) 居室 2人居室26部屋
- (9) 現行職員体制

①運営人員：27名（職員9名、準職員12名、パート6名）

施設長1名、事務員1名、主任生活相談員1名、主任支援員兼生活相談員1名
看護師1名、栄養士1名、支援員9名（職員3名、準職員4名、パート2名）

夜間支援員6名（準職員5名、パート1名）、調理師6名（準職員3名、パート3名）

②業務委託：施設警備（警報時出動）、屋内消毒（年間契約）

③嘱託医：1名（非常勤） 長倉医院

○入所者状況（平成29年11月30日現在）

市町村別 (単位：人)

| 三股町 | 都城市 | 合計 |
|-----|-----|----|
| 41 | 1 | 42 |

年齢別

(単位：人)

| 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 | 90歳代 | 100歳以上 | 合計 | 平均年齢 |
|------|------|------|------|--------|----|-------|
| 4 | 8 | 17 | 11 | 2 | 42 | 84.4歳 |

要介護度別

(単位：人)

| 要支援1・2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 |
|--------|------|------|------|------|------|----|
| 2 | 2 | 3 | 2 | 4 | 1 | 14 |

○施設建設費等

| 年度 | 補助名 | 処分制限期間 | 事業費(円) | 補助額(円) | 工事箇所 |
|----------------|--------------------------------------|--------|-------------|--------------------------|------------------|
| 昭和 53 年度 | 老人ホーム移転改築事業 補助金(国) " (県) | 47年 | 202,193,283 | 60,259,000 30,129,000 | 本体 |
| 平成 6 年度 | 社会福祉施設等施設整備 費等補助金(国) " (県) | 15年 | 45,989,500 | 10,000,000 5,000,000 | 合併浄化槽改修 |
| 平成 11 年度 | 老人福祉施設施設整備費 及設備整備費補助金(国) " (県) | 47年 | 29,573,000 | 14,786,000 7,393,000 | 屋根防水工事、壁 塗装工事 |
| 平成 14 年度 | 社会福祉施設等施設整備 費等補助金(国) " (県) | 31年 | 29,294,000 | 3,937,000 1,968,000 | 浴室拡張工事 |
| 平成 18 年度 | 地域介護・福祉空間整備等 交付金(国のみ) | 47年 | 33,190,000 | 30,000,000 | 段差解消工事 |
| 平成 22 年度 | 町単独事業 | — | 25,097,000 | 0 | スプリンクラー 設置工事 |
| 平成 25 年度 | 町単独事業 | — | 4,725,000 | 0 | ナースコール設 置工事 |
| 合計 | | | 370,061,783 | 163,472,000 | |

○平成29年度 三股町老人保護措置費事務費支弁基準表

(平成29年4月1日以降、単位：円)

| 区分 | | 基本分 | |
|--------------|-------------|---------|---------|
| 障害者加算 | | 加算無 | 加算有 |
| 基本分（事務費＋管理費） | 人件費 | 111,300 | 111,300 |
| | 管理費 | 8,600 | 8,600 |
| | 小計 | 119,900 | 119,900 |
| 特別事務費 | 障害者加算 | 0 | 34,890 |
| | 夜勤体制加算 | 8,590 | 8,590 |
| | 入所者処遇加算 | 0 | 0 |
| 小計 | | 128,490 | 163,380 |
| 施設機能強化推進費 | | 0 | 0 |
| 計 | | 128,490 | 163,380 |
| 民間施設給与等改善費 | 区分(11%) | 0 | 0 |
| | 人件費加算分(11%) | 12,243 | 12,243 |
| | 管理費加算分(2%) | 172 | 172 |
| | 小計 | 12,415 | 12,415 |
| 民改費加算後の事務費 | 人件費 | 132,133 | 167,023 |
| | 管理費 | 8,772 | 8,772 |
| 合計 | | 140,905 | 175,795 |

※措置費とは

各法律に基づく福祉の措置に要する経費。社会福祉施設利用の措置の場合は利用者サービスに必要な人件費・維持管理費等を内容とする事務費と、利用者の直接処遇に要する生活費などの事業費からなる。措置費単価は厚生労働大臣が決定。

○三股町措置者数の実績

(単位：人)

| 施設区分 | 施設名 | 施設所在市町村 | 平成25年度末 | 平成26年度末 | 平成27年度末 | 平成28年度末 | 現在(11月末) |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | | | 被措置者 | 被措置者 | 被措置者 | 被措置者 | 被措置者 |
| 養 | 清流園 | 三股町 | 42 | 43 | 44 | 42 | 41 |
| 養 | 友愛園 | 都城市 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 養 | 東岳荘 | 都城市 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 養 | 峰寿園 | 高原町 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 養 | 生目幸明荘 | 宮崎市 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 養 | 望峰園 | 都城市 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | | 49 | 48 | 48 | 46 | 45 |

○宮崎県内の養護老人ホーム一覧

| NO | 施設名 | 運営主体 | | 市町村 | 認可年月 | 定員 | 入所者 | 入所率 |
|----|----------|------------|----|------|--------|-------|-------|--------|
| 1 | 明星園 | 日向更生センター | 民間 | 宮崎市 | S27.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 2 | カラスの園松の寮 | カラスの園 | 民間 | 宮崎市 | S22.10 | 70 | 70 | 100.0% |
| 3 | 長寿園 | 信愛会 | 民間 | 宮崎市 | S33.2 | 70 | 68 | 97.1% |
| 4 | 望洋園 | ユーカリ福祉会 | 民間 | 宮崎市 | S39.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 5 | (盲)生目幸明荘 | 凌雲堂 | 民間 | 宮崎市 | S52.4 | 54 | 54 | 100.0% |
| 6 | 清流園 | 日向更正センター | 指定 | 宮崎市 | S43.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 7 | 清風園 | 常陽事業団 | 民間 | 都城市 | H22.3 | 70 | 70 | 100.0% |
| 8 | たちばな荘 | 豊の里 | 指定 | 都城市 | S37.7 | 50 | 49 | 98.0% |
| 9 | 望峰園 | 常陽事業団 | 民間 | 都城市 | H22.3 | 50 | 49 | 98.0% |
| 10 | 霧峰園 | あさぎり福祉会 | 指定 | 都城市 | S44.4 | 50 | 32 | 64.0% |
| 11 | 友愛園 | スマイリング・パーク | 指定 | 都城市 | S46.4 | 50 | 47 | 94.0% |
| 12 | 東岳荘 | 県事業団 | 民間 | 都城市 | H20.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 13 | 若葉荘 | みのり会 | 民間 | 延岡市 | H24.4 | 100 | 100 | 100.0% |
| 14 | 和幸園 | 敬和会 | 民間 | 日南市 | H23.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 15 | 清風園 | 愛泉会 | 民間 | 日南市 | H17.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 16 | 恵老園 | 滝ヶ平福祉会 | 民間 | 日南市 | S55.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 17 | 慈敬園 | コスモス会 | 指定 | 小林市 | S25.4 | 50 | 48 | 96.0% |
| 18 | ひまわり寮 | 清風会 | 指定 | 日向市 | S26.4 | 60 | 60 | 100.0% |
| 19 | 鈴峰園 | 南郷会 | 指定 | 日向市 | S41.3 | 50 | 49 | 98.0% |
| 20 | めぐみの郷 | 黒潮会 | 民間 | 串間市 | H25.4 | 50 | 48 | 96.0% |
| 21 | 幸寿園 | 幸寿会 | 民間 | 串間市 | S50.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 22 | 静和園 | 日章福祉会 | 民間 | 西都市 | S30.5 | 50 | 50 | 100.0% |
| 23 | 真幸園 | えびの明友会 | 指定 | えびの市 | S29.4 | 50 | 48 | 96.0% |
| 24 | 清流園 | やまびこ会 | 指定 | 三股町 | S38.4 | 50 | 39 | 78.0% |
| 25 | 峰寿園 | 興愛会 | 指定 | 高原町 | S46.4 | 50 | 44 | 88.0% |
| 26 | あけぼの園 | 国富福祉会 | 民間 | 国富町 | S48.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 27 | もくせい苑 | 弘成会 | 民間 | 高鍋町 | H15.3 | 60 | 59 | 98.3% |
| 28 | 福寿園 | 長平会 | 民間 | 川南町 | H21.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 29 | 愛寿園 | 都農町 | 直営 | 都農町 | S47.4 | 50 | 48 | 96.0% |
| 30 | 照葉 | ひまわり会 | 民間 | 門川町 | H11.3 | 60 | 60 | 100.0% |
| 31 | 清翠園 | 清風会 | 指定 | 美郷町 | S45.4 | 50 | 50 | 100.0% |
| 32 | ときわ園 | 高千穂町 | 直営 | 高千穂町 | S31.6 | 55 | 43 | 78.2% |
| 33 | 八戸清流園 | 高千穂天寿会 | 民間 | 日之影町 | H21.4 | 54 | 53 | 98.1% |
| 合計 | | | | | | 1,803 | 1,738 | 96.4% |

養護老人ホーム入所率（平成29年7月末現在）

4 あり方検討委員会協議経過

第1回委員会 平成29年10月12日開催

- (1) 委員会の開催目的
- (2) 清流園の現状と課題
- (3) 清流園に係るこれまでの経緯

第2回委員会 平成29年10月27日開催

- (1) 県内養護老人ホーム入所率
- (2) 民間譲渡、指定管理、直営のメリット・デメリット及び運営収支
建替え費用シュミレーション
- (3) 財産処分（譲渡・取り壊し等）による補助金返還等1回目

第3回委員会 平成29年11月8日開催

- (1) 清流園指定管理者やまびこ会に清流園運営に関する現状と課題及び将来の
展望についてヒアリング
- (2) 運営方針（案）

第4回委員会 平成29年11月27日開催

- (1) 財産処分（譲渡・取り壊し等）による補助金返還等2回目
- (2) 運営方針（案）報告内容まとめ

5 現指定管理者（やまびこ会）ヒアリング結果

- (1) やまびこ会では5つの保育園と指定管理者として養護老人ホームを運営しているが、児童福祉と老人福祉という違う制度の福祉施設を同時運営しており、業務内容や勤務形態が違うことから人的にも経費的にも合理的な経営が難しくなっている。
- (2) 運営費収入は町からの措置費が主な財源であるが、11月末現在の入所者が42名と定員50名を大きく割り込み、平成25年度以降赤字が続き積立金を取り崩しているが積立金も残り少ない。
- (3) 仮に譲渡を受けるとなった場合、やまびこ会での施設建替えは自己資金も少なく、町の補助金なしには難しい。
- (4) 町内にひとつしかない養護老人ホームの必要性は十分理解しているが、やまびこ会が特別養護老人ホームや介護保険事業など事業展開していないため、採算性が低く、近年赤字運営が続き積立金に頼る決算状況である。

6 あり方検討委員会協議結果

あり方検討委員会では、以上の経過を踏まえ、(1) 廃止、(2) 指定管理による運営の継続、(3) 直営による運営、(4) 民間譲渡の4つについて検討を行いました。その結果以下の意見が出たところです。

(1) 廃止

養護施設の必要性については、介護保険事業を受けられない人などの受け皿となるセーフティーネットとしての機能から町にとってはなくてはならない施設である。

また、県内の養護老人ホームの入居率は96.4%となっており、施設の立地条件や運営形態の見直しを行えば、本町においてもその必要性・有効性は高い。

(2) 指定管理による運営の継続

施設の老朽化に伴い、改修・耐震補強もしくは建替えが必要であるが、これらに係る国・県の補助金は社会福祉法人が対象であり、市町村は対象外となることにより、町での建替え等は財政的に厳しい。(補助1人当たり280万円=1億4000万円)

(3) 直営による運営

直営体制の運営は多様化する入所者サービスへの対応が難しくなっており、より専門的な技術と経営ノウハウを有する民間事業者の経営に委ねることが良質なサービスの安定供給と迅速な対応が可能になると思われる。

(4) 民間譲渡

県内にある養護老人ホーム33施設の設置運営状況は自治体直営2箇所、指定管理11箇所、民設民営20箇所であり民営化が進んでいる。施設の更新(建て替え)に際しても、民間(社会福祉法人)の方が補助金の面で有利である。

また、民間には老人福祉施設(特別養護老人ホーム)単体ではなく、医療施設など複合的なグループ経営を行っているところが多い。それにより弾力的な職員採用や人事管理による職員資質の向上が図られ、同時に介護、医療の連携によるターミナルケアなどサービスの多様化にも対応している。

7 運営方針決定

現在の指定管理期間(平成29年4月1日～平成31年3月31日)の終了をもって民間譲渡

8 今後のスケジュール

- 平成30年1月～ 民間譲渡に関するパブリックコメントの実施
募集要項(案)等策定委員会
○応募資格、譲渡の条件
○運営内容の条件、禁止事項、欠格事項等
○選定委員会要綱の策定、評価基準等
- 平成30年3月 行政改革推進本部で募集要項(案)承認
- 平成30年4月 議会報告
- 平成30年5月～ 譲渡先選定委員会発足
譲渡先募集告知
申請書受付・現地説明
審査・プレゼンテーション
選定・結果の通知・仮契約
- 平成30年9月～ 議会での審議・議決
本契約
国・県への財産処分手続き
譲渡に向けての調整・協議
- 平成31年4月 譲渡開始

9 資料

(1) あり方検討委員会設置要綱及び委員名簿

○三股町養護老人ホーム清流園のあり方検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 町は、三股町養護老人ホーム清流園(以下「清流園」という。)の老朽化により、施設の改修及び改築(以下「改修等」という。)が必要になってくることから、清流園のあり方について検討することを目的として、清流園のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、町長に報告する。

- (1) 清流園の今後のあり方に関する事項
- (2) その他この委員会の目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長、企画商工課長、税務財政課長、町民保健課長、会計課長
- 2 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、副町長とする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集して開催し、委員長が議長を務める。
2 委員長は、必要と認めるときは、会議に学識経験者その他関係者の参加を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務は、福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成30年3月31日にて効力を失う。

○三股町養護老人ホーム清流園のあり方検討委員会 委員名簿

| 氏 名 | 所 属 | 備考 |
|--------|--------|-----|
| 西村 尚彦 | 副町長 | 委員長 |
| 黒木 孝幸 | 総務課長 | |
| 鍋倉 祐三 | 企画商工課長 | |
| 綿屋 良明 | 税務財政課長 | |
| 横田 耕二 | 町民保健課長 | |
| 内村 陽一郎 | 会計課長 | |

○事務局名簿

| 氏 名 | 所 属 | 備考 |
|-------|-------------|----|
| 齊藤 美和 | 福祉課長 | |
| 永山 誠 | 福祉課補佐 | |
| 杉下 知子 | 福祉課介護高齢者係長 | |
| 楠 淳 | 福祉課介護高齢者係主査 | |
| 宮元 啓彰 | 福祉課介護高齢者係主査 | |

(2) 養護老人ホーム清流園指定管理について (やまびこ会作成)

養 護 老 人 ホ ー ム

清 流 園

指 定 管 理 に つ い て

1、現状と課題

2、将来の展望

平成 29 年 11月 8 日、
社会福祉法人 やまびこ会

1、老人ホームの沿革

| | |
|---------|--------------------------|
| 昭和38年4月 | 開園 |
| 昭和47年4月 | 運営をやまびこ会が受託 |
| 昭和54年4月 | 現在地に新築移転 |
| 平成18年9月 | 指定管理者としてやまびこ会が運営（2年6月） |
| 平成21年4月 | 2回目の指定管理者としてやまびこ会が運営（3年） |
| 平成24年4月 | 3回目の指定管理者としてやまびこ会が運営（5年） |
| 平成29年4月 | 4回目の指定管理者としてやまびこ会が運営（2年） |
| 平成31年3月 | 指定管理終了 |

2、やまびこ会における清流園のあり方(指定管理)検討会

| | | |
|----------|-----|---------------|
| 平成28年6月 | 第1回 | 検討委員6名（内理事3名） |
| 平成28年6月 | 第2回 | |
| 平成28年7月 | 第3回 | 先進地視察（串間市） |
| 平成28年8月 | 第4回 | |
| 平成28年10月 | 第5回 | |

3、理事会による清流園指定管理検討会

| | | |
|----------|------------|----------------------|
| 平成28年12月 | （第6回定例理事会） | 清流園の今後の指定管理について検討会報告 |
| 平成29年8月 | （理事研修） | 老人ホーム清流園の今後の指定管理について |
| 平成29年9月 | （第3回定例理事会） | 清流園の今後の指定管理等について |

4、福祉課、やまびこ会による協議(打合せ・検討)

| | | |
|----------|-----|-----------------------|
| 平成29年5月 | 第1回 | 福祉課協議（検討結果の報告ほか） |
| 平成29年7月 | 第2回 | 福祉課協議（今後の資料作成等についてほか） |
| 平成29年11月 | 第3回 | 町あり方検討会（現状と課題・将来の展望） |

過去の清流園運営実績と入所者数の推移(定員50人)

| | 収入 (単位:千円) | 支出 (単位:千円) | 差額 (単位:千円) | 人件費 (単位:千円) | 職員数 (人) | 入所者数 (人) | 備 考 |
|------|---------------|---------------|---------------|----------------|------------|-------------|-----|
| 18年度 | 121,712 | 114,195 | 7,517 | 78,598 | 24 | 49 | |
| 19年度 | 110,788 | 111,576 | ▲788 | 74,954 | 24 | 49 | |
| 20年度 | 105,964 | 112,182 | ▲6,219 | 78,993 | 24 | 46 | |
| 21年度 | 112,106 | 111,768 | 338 | 78,817 | 24 | 48 | |
| 22年度 | 114,388 | 113,447 | 941 | 78,259 | 24 | 49 | |
| 23年度 | 113,346 | 112,271 | 1,075 | 77,133 | 23 | 47 | |
| 24年度 | 110,635 | 108,705 | 1,930 | 75,672 | 24 | 46 | |
| 25年度 | 103,776 | 109,475 | ▲5,699 | 75,392 | 24 | 44 | |
| 26年度 | 108,128 | 110,913 | ▲2,785 | 74,808 | 26 | 45 | |
| 27年度 | 113,468 | 112,550 | 917 | 78,457 | 25 | 46 | |
| 28年度 | 109,443 | 117,743 | ▲8,300 | 83,156 | 27 | 44 | |
| 29年度 | 101,982 | 115,393 | (▲13,411) | 83,156 | 27 | (41) | 見込み |

(課題)

- 1、建設後38年経過し建物の老朽化と希望者の多い個室がないこと。又、廊下が狭いなど時代にそぐわない
- 2、今後大きな修理が懸念されること。
- 3、入所者数が減少し、増が見込めない事。(建物の老朽化、介護保険制度による老人ホームの増加)
- 4、収入の減少が発生している。(入所者数の減、措置単価が上がらない、)
- 5、積立金が底をつきそう。
- 6、収入の減少により職員の給与改善ができない。(同じ法人内で保育所の職員と給与に差が生じている。)
- 7、入所者の年齢が高くなり介護に負担がかかる。
- 8、職員の確保が厳しい。(夜勤等があること、又給与が低いなど)、

他法人の養護老人ホーム調査報告

平成28年7月6日、

| | (串間市) | (都城市) |
|----------------------|---|--|
| 1、法人名 | 社会福祉法人 黒潮会 | 社会福祉法人 常陽 社会福祉事業団 |
| 2、調査比較にした選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の建物が老朽化していることから ・市から建物の譲渡が行われている。 ・法人立の建物を建設したこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の建物が老朽化していることから ・市から建物、土地の譲渡が行われている。 ・法人立の建物を建設したこと。 |
| 3、法人の運営内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(定員84名) ・特別養護老人ホーム(定員50名) ・養護老人ホーム(定員50名) ・グループホームなごみ(定員18名) ・グループホームのぞみ(定員18名) ・寿楽園サービスセンター ・望洋の里サービスセンター ・ケアハウス望洋の里(定員20名) ・在宅介護支援センター ・介護ヘルパー派遣事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム白寿園(定員50名) ・養護老人ホーム清風園(定員50名) ・養護老人ホーム望峰園(定員50名) ・短期入所施設(2箇所) 27名 ・西岳サービスセンター ・庄内サービスセンター ・横市サービスセンター ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター(3箇所) ・介護ヘルパー派遣事業 |
| 4、役員体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事6名、監事2名、評議員13名 ・制度改正後は評議員7名の予定 ・理事等報酬(一律一回当6,000円) | |
| 5、土地の譲渡等 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己取得 面積 12,907㎡ | <ul style="list-style-type: none"> ・市から無償譲渡 面積 7,508㎡ |
| 6、建物 | (市から無償譲渡 一部有償) | (市から無償譲渡) |
| 建設年度 | ・平成26年度 | ・平成26年度 |
| 建築床面積 | ・1,825㎡ | ・1,992㎡ |
| 建物の構造 | ・木造平屋建 | ・鉄筋コンクリート造平屋建 |
| 建築費 | ・403,164,000円 | ・487,000,000円 |
| 国庫金(県) | ・140,000,000円(1床当 2,800,000円) | ・140,000,000円(1床当 2,800,000円) |
| 市補助金 | ・無 | ・10,000,000円 |
| 借入金 | ・無 | ・200,000,000円 |
| 自己資金 | ・263,164,000円 | ・137,000,000円 |
| 7、その他運営等 職員数、異動有無 | <ul style="list-style-type: none"> ・195名 法人内の異動あり ・施設長は嘱託職員 ・給与計算は本部 ・民給費と介護保険収入がある。(利点) ・収支は黒字となっている。 ・給食は1箇所造り、配達方式。単価が安い ・指定管理、前法人の職員を全員採用 ・入所に欠員が出ないよう常に役所に出向く | |

養護老人ホーム運営の必要性及びメリット・デメリット

平成28年7月6日、

| | メリット | デメリット |
|------------|------|--|
| 1、運営方法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理のため計画的な職員採用ができない。 ・指定管理制度の利点が活かされない。 ・老人福祉関連の施設をほかに持っていないため施設相互の活用方法がない。 ・営業活動がしにくい。 ・老人施設1か所のため職員間の切磋琢磨する機会がないので職員の資質向上心がみられない。 ・児童福祉と老人福祉という全く違う制度を運営。 |
| 2、法人の人事等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所と老人ホームという職種や勤務形態が違うので人事交流ができない。 ・保育所は基本単価に給与の改善費等が上乘せされ給与改善のアップを図っているが老人ホームは措置費収入が一定のため改善できていない。 ・このままでは今後益々保育所と清流園職員の格差が広がっていく。 ・同じ法人の職員でありながら公平でない。 |
| 3、決算等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・運営費収入が一定しており過去5年間赤字が続いている。 ・積立金を取り崩して人件費等に充てているがその積立金も残り少ない。 ・近い将来運営費の赤字分を保育所に頼らざるを得なくなる。 |
| 4、建設関係について | | <ul style="list-style-type: none"> ・建物が古くなっている。 ・水道管の大きな改善が見込まれる。 ・居室が2人部屋であり個室を希望される人が多い。 ・法人による建設となると、借入金と自己資金が必要であるが清流園は赤字が続いており返済の見込みがきびしい。保育園の剰余金に頼らざる得ない。 ・自己資金についても、保育所の施設整備が終わったばかりでありあまり望めない。 ・保育所の剰余金をホームの建設費に使うと職員の処遇改善ができない。 ・他の法人で養護老人ホームを建設したところは、いずれも特老や介護保険事業など老人福祉事業を展開しておりホーム建設のメリットを有している。 |

| | メリット | デメリット |
|-------|-----------------------------|--|
| 5、その他 | ・清流園の行事に保育所の園児が参加し交流が図りやすい。 | ・園長会や理事会等において問題提起は、保育所に偏っている。 ・勤務形態が違うので就業規則や給与規程など矛盾している箇所がある。 |

◎ (必要性)

やまびこ会における養護老人ホームの必要性について

社会福祉法人 やまびこ会側からみた養護老人ホームの必要性について検証してみる。本会は5つの保育園と指定管理ではあるが、1つの養護老人ホームを運営している。保育園については、三股町に認可保育園が10箇所ありそのうちの半分を本会が運営しており町内における保育行政の重要な位置を占めていると言える。又、組織の大きい利点から、今後の保育についての主導的な役割を担っていく責務もあるといえます。一方養護老人ホームについては、町内に1箇所しかなく、ホームそのものの必要性はいうに及びませんが、やまびこ会が運営する必要性はどこにあるのかということとなります。

やまびこ会にとっては、児童福祉と老人福祉という相反するような福祉を同時運営しており、業務内容や勤務形態が違うことから運営上の複雑で煩雑な業務を抱えていることとなります。

養護老人ホームを運営する上で最も大きな問題点(デメリット)は、特老や介護保険事業を本会が事業展開していないということとなります。養護老人ホームは他の老人福祉事業と組み合わせることでメリットが生まれ、採算が成り立つものであると言えます。事実、本会の清流園は、単独事業のため平成24年度に指定管理を受けてから5年間毎年赤字となっており、職員の処遇改善も行われないうまま、積立金に頼る決算状況となっています。

以上から社会福祉法人 やまびこ会が養護老人ホームを運営していく必要性は、大変低いと考えられます。

老人ホーム清流園指定管理について

平成29年11月8日(水)

午後1:30～

三股町役場3階会議室

1. 清流園の現状と課題将来の展望

【清流園の現状】

- 定員 50名 11月1日現在 42名
- 市町村別入所状況 三股町41名 都城市 1名
- 年齢別状況

| | 65～ 69歳 | 70～ 74歳 | 75～ 79歳 | 80～ 84歳 | 85～ 89歳 | 90～ 94歳 | 95～ 99歳 | 100歳 以上 | 計 |
|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|
| 男 | 1 | 1 | 2 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 | 14 |
| 女 | 3 | 2 | 3 | 5 | 3 | 4 | 5 | 1 | 28 |
| 計 | 4 | 3 | 5 | 9 | 8 | 6 | 6 | 1 | 42 |

○要介護度状況

| | 自立 | 要支援1.2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|---|----|--------|------|------|------|------|------|----|
| 男 | 10 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 14 |
| 女 | 20 | 2 | 0 | 1 | 1 | 4 | 0 | 28 |
| 計 | 30 | 2 | 1 | 1 | 2 | 5 | 1 | 42 |

○介護保険サービス利用状況

介護サービス利用者数：12名

- ・訪問介護 7名
- ・訪問入浴 1名
- ・通所介護 10名
- ・福祉用具貸与 10名

(※サービス種別の重複利用あり)

【清流園の課題】

(1) 措置控え問題

- 養護老人ホームへの入所が適切と考えられる高齢者であっても、措置費より国・県負担のある他制度を利用した措置（有料老人ホーム、生活保護など）が優先され、施設の機能が十分に活用されないまま空床が放置されている。
- サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等、多様な住まいの建設が乱立し空床の長期化に拍車をかけている。

(2) ローカル・ルール問題

- 措置事務手続きや入所要件等において、各自治体の内規または判断によって設けられた独自のルールが養護老人ホームへの入所を妨げるケースがある。
- 平成17年度の措置費一般財源化に伴って、市町村が老人保護措置費支弁基準に裁量権を持つことになり、措置費改定の長期凍結、入所要件の規制強化、入所判定委員会の回数制限が設けられたことにより高齢者入所がスムーズに行われていない。

(3) 消費税問題

- 消費税率8%（平成26年4月1日施行）に対する措置事務費の改定は、平成27年12月現在では約4割程度に留まっているということである。これは、一般財源化の影響が顕著に現れているものといえる。財源の厳しい市町村の立場も理解できるが、当法人としては事務費及び事業費の消費税はかなりの負担になっている。

(4) 入所者の高齢化及び虚弱化の問題

- 先に清流園の入所者の状況で記載したとおり、職員の配置基準より

(5) プライバシー確保の問題

- 現行の養護老人ホーム設備及び運営に関する基準では、第13条（居室の定員）の規定で「1つの居室の定員は、1人とする。（必ず1人であること。原則1人ではない）。ただし、処遇上必要と認められる場合には、2人とする事が出来る。」となっている。
- 居室は入所者にとってプライバシーが確保される唯一の空間である。
- 第13条の規定は、必要が認められない限りは“例外なく”個室でなければならず、その例外も施設の事情ではなく、入所者の支援に必要と認められる場合に限りしていると解釈すべきである。
- 現在は2人部屋となっており、間仕切りカーテンやタンスなどでプライバシー確保をしているが、十分なものではない。

(6) 施設の老朽化の問題

- 築38年経過しており、三股町が過去に大型修繕を3回実施され整備してきているが、法人の方でも改修や修繕を複数実施している状態である。
- 設備の方も水道、ボイラーなど多額な費用が必要な工事や交換が迫っている。

2. 清流園の展望

(1) 生活環境の改善

- 「清流園の課題」で記したように、施設の老朽化と狭い2人部屋でプライバシーを守りにくいと言う観点から入所希望者が見学に来てても敬遠される傾向にある。入所者を増やすためにはまず生活環境の改善（全面改築）が真っ先に急がれる。

(2) 事業費収入の安定化

- 生活保護受給者で公営住宅に入っている高齢者（特に独居老人）を積極的に措置したり（養護老人ホームという社会資源の存在が周知されていない）、措置費の定員現給制にすることにより措置費収入の安定を諮る。そして、業費収入の増額のためには措置要件を緩和し介護保険事業特定施設として「一般型特定施設入居者生活介護」を認可してもらう。

(3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営

- 養護老人ホームに限らず、全ての社会福祉施設は地域や家庭との結びつきを重視する必要がある。施設が存する地域が入所者にとっての生活圏域となるわけなので、その地域と隔たりがあるような閉鎖的空間とならないよう、地域住民との交流や外出機会を保持する。そのためにも、施設自体を地域に向かって解放を目指す。

(4) 地域交流・地域貢献・地域連携

- 入所者が地域の人々と交流を持つことは地域と施設の相互交流を促進することにつながり、施設が地域社会の一員としての社会的役割を果たしていく。
- 施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供し、地域の人々の理解を得、コミュニケーションを活発にしていく。
- また、ボランティアの受け入れも積極的に持続していく。
- 地域社会において重要な役割を果たしていくために、関係機関・団体とのネットワークを強化する。

(5) 災害発生時における拠点的な福祉避難所

- 地域で災害が発生した場合、三股町が指定する体育館やコミュニティーセンターなどの一時避難所へ避難を行うが、設備が整っていない避難所での生活は、要援護高齢者には過酷な場合がある。
- 要援護者に対して特別な配慮をする「福祉避難所」として位置付ける。（そのためにも全面改築が必要）